

# 札幌市特定建築物衛生指導要綱事務処理要領

〔平成9年3月24日〕  
〔生活衛生部長決裁〕

(最終改正) 令和8年4月1日

## 第4条関係（建築主事等に対する意見）

建築主事又は指定確認検査機関に対して意見を述べる場合は、特定建築物の意見書（要領様式1）によるものとする。

## 第5条関係（事前協議）

1 特定建築物事前協議書には、次に掲げる書類等を添付し、正副2部提出するものとする。

### (1) 建築関係図面

- ア 付近見取図
- イ 配置図
- ウ 面積表（用途別面積がわかる表）
- エ 立面図
- オ 各階平面図

### (2) 空気調和（機械換気）設備関係図面

- ア 空気調和（機械換気）設備工事特記仕様書
- イ 空気調和（機械換気）設備系統図
- ウ 主要機器表
- エ 空気調和（機械換気）設備平面図
- オ 外気取入口、排気口、厨房排気口の位置及び周囲の状況がわかる図面

### (3) 給水（湯）関係図面

- ア 給水設備工事特記仕様書
- イ 衛生設備系統図
- ウ 主要機器表
- エ 貯水（湯）槽（受水槽及び高置水槽）室平面・断面詳細図
- オ 貯水（湯）槽本体平面・断面詳細図
- カ 貯水槽室上階の給排水平面図
- キ 雑用水槽室平面・断面詳細図
- ク 雑用水槽本体平面・断面詳細図
- ケ 井戸の設置場所がわかる図面
- コ 井戸の平面・断面詳細図

### (4) ゴミ保管庫関係図面

- ア 配置図

- イ 平面詳細図
- ウ 断面詳細図
- (5) 計算書等
  - ア 二酸化炭素濃度計算書
  - イ 粉じん濃度計算書
  - ウ 加湿量計算書（空気線図添付）
  - エ 貯水槽容量算定計算書（1日使用水量の算定を含む。）
  - オ 塩素滅菌器選定計算書（井水等使用の場合。）
  - カ 水質検査結果書（写）（井水等使用の場合。水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる項目のうち、22の項から32の項及び49の項を除く原水全項目。）
  - キ 浄水設備選定計算書（井水等使用の場合、必要に応じて。）
- (6) その他保健所長が必要と認める書類

2 前項の特定建築物事前協議書の提出があったときは、特定建築物構造設備指導基準に適合するかどうか審査するものとする。

3 前項の審査の結果について交付する特定建築物事前協議結果書には、第1項で提出された副本1部を添付するものとする。

#### 第6条関係（特定建築物の届出）

1 特定建築物届書には、法第5条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) しゅん工年月日（検査済証交付年月日）
- (2) 建築物環境衛生管理技術者の常駐・非常駐の別及び自社・委託の別

2 特定建築物届書には、法第5条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により添付する書類のほか、次に掲げる書類等を添付するものとする。

- (1) 建築関係図面
  - ア 付近見取図
  - イ 配置図
  - ウ 面積表（用途別面積がわかる表）
  - エ 立面図
- (2) 空気調和（機械換気）設備関係図面
  - ア 空気調和（機械換気）設備工事特記仕様書
  - イ 空気調和（機械換気）設備系統図
  - ウ 主要機器表
  - エ 空気調和（機械換気）設備平面図

- オ 外気取入口、排気口、厨房排気口の位置及び周囲の状況がわかる図面
- (3) 給水（湯）関係図面
- ア 給水設備工事特記仕様書
  - イ 衛生設備系統図
  - ウ 主要機器表
  - エ 貯水（湯）槽（受水槽及び高置水槽）室平面・断面詳細図
  - オ 貯水（湯）槽本体平面・断面詳細図
  - カ 貯水槽室上階の給排水平面図
  - キ 雑用水槽室平面・断面詳細図
  - ク 雑用水槽本体平面・断面詳細図
  - ケ 井戸の設置場所がわかる図面
  - コ 井戸の平面・断面詳細図
- (4) ゴミ保管庫関係図面
- ア 配置図
  - イ 平面詳細図
  - ウ 断面詳細図
- (5) 建築物環境衛生管理技術者免状の写し
- ※所有者等において、選任する建築物環境衛生管理技術者が有資格者であることを免状原本等で確認し  
たうえて「※所有者等による免状原本確認」に☑を入れること
- (6) 建築物環境衛生管理技術者が同時に 2 以上の特定建築物の建築物環境衛生  
管理技術者を兼ねる場合にあつては、建築物における衛生的環境の確保に関  
する法律施行規則第 5 条第 2 項の規定による確認の結果（同条第 4 項の規定  
による意見の聴取を行った場合は当該意見の内容を含む。）を記載した書面  
の写し
- (7) 給水開始前の水質検査結果書の写し
- (8) その他保健所長が必要と認める書類

3 保健所長は、特定建築物の届出を受けたときは、その概要等を情報管理システ  
ムに入力するとともに、すみやかに立入検査を行うものとする。

#### 第 7 条関係（変更及び廃止の届出）

特定建築物変更届書には、前条第 2 項に掲げる添付書類等のうち、当該変更事  
項に係る書類等を添付するものとする。

#### 附 則

この要領は、札幌市特定建築物衛生指導要綱（平成 9 年 3 月 2 4 日生活衛生部長決  
裁）施行の日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

要領様式1

第 号  
年 月 日

様

札幌市保健所長

特定建築物の意見書

年 月 日付をもって通知のあった特定建築物について、審査結果を  
下記のとおり通知いたします。

記

申請者 又は 建築主	住 所	
	氏名又は名称	
建 築 場 所		
建 築 物 の 用 途		
建 築 物 の 延 べ 面 積		
意 見 等		